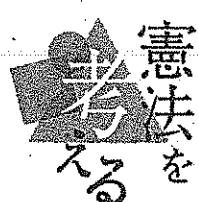


國民にも「尊重せよ」何のため



案改憲草案 民改憲自

義務(下)

自民黨憲法改正草案は、ダメを押すかのじとく、最後の102条でも、國民に新たな義務を課す。「全て國民は、この憲法を尊重しなければならない」と、草案Q&A集は「憲法の制定

権者たる國民も憲法を尊重すべきことは当然」と条文を新設した理由を説明。尊重義務の中身は「『憲法の規定に敬意を払い、その表現に努力する』といつた」とだとしている。

憲法によって権力を縛るとい

う立憲主義の考え方に基づいて、現憲法は政治家や官僚に対してのみ憲法を尊重し擁護する義務を課していたはずだ。立憲主義をひっくり返さないで、こんなのか?

翻つて、自民黨改憲草案は何のために、國民に憲法尊重義務の義務規定を設けたか?

それが、「立憲主義は、憲法に國民の義務規定を設けないと、國憲法の発布勅語と変わらない。

たれども、國民に新たな義務を課すためには、國民に憲法尊重義務の義務規定を設けないと、國憲法の発布勅語と変わらない。

たれども、國民に新たな義務を課すためには、國民に憲法尊重義務の義務規定を設けないと、國憲法の発布勅語と変わらない。

たれども、國民に新たな義務を課すためには、國民に憲法尊重義務の義務規定を設けないと、國憲法の発布勅語と変わらない。

たれども、國民に新たな義務を課すためには、國民に憲法尊重義務の義務規定を設けないと、國憲法の発布勅語と変わらない。

たれども、國民に新たな義務を課すためには、國民に憲法尊重義務の義務規定を設けないと、國憲法の発布勅語と変わらない。

たれども、國民に新たな義務を課すためには、國民に憲法尊重義務の義務規定を設けないと、國憲法の発布勅語と変わらない。

たれども、國民に新たな義務を課すためには、國民に憲法尊重義務の義務規定を設けないと、國憲法の発布勅語と変わらない。

たれども、國民に新たな義務を課すためには、國民に憲法尊重義務の義務規定を設けないと、國憲法の発布勅語と変わらない。

たれども、國民に新たな義務を課すためには、國民に憲法尊重義務の義務規定を設けないと、國憲法の発布勅語と変わらない。

りも強いて「憲法忠誠義務」を課していい。なぜか。

1933年。ドイツは当時最も民主的なワーマール憲法下に

A集をめぐる、「自民黨の憲法改憲草案は、立憲主義を否定しているのではないかですか?」との問い合わせがあった。答えたは「否」とあるものではあります。この問答は当初のQ&A集ではなく、増補版から追加された。

う一文を削除している。

（藤原慎一）

「尊重は当然」では到底答えない。憲法はいわば、主権者たる國民が政治家や官僚に対して突きつける「命令書」だ。そして、主権者も憲法を尊重せよと書き込むのであれば、極めて強い合理的な理由がいる。上から一方的に尊重義務を押しつけるだけなら、「臣民は此の憲法に対し永遠に従順の義務を負う」とした大日本帝国憲法の発布勅語と変わらない。

たれども権力を持てば、その力を濫用する危険性は常にあります。

現行憲法12条を読み返す。

（藤原慎一）

「自由及び権利は、國民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」

そつ。わたしたちの「不斷の努力」は、権力者に憲法を守らせるためこそ求められる。そ

してそれは、「戦争の慘禍」を経てようやく手に入れた自由と権利を、自分たちの手で「保持」するのだと他ならない。

たれども権力を持てば、その力を濫用する危険性は常にあります。次回は「『保守』の論理」編を掲載する予定です。